

県立障害者支援施設について

令和3年8月6日

神奈川県 福祉子どもみらい局

やまゆり計画と第二やまゆり計画

(平成17年3月、神奈川県福祉部編「福祉部のあゆみ」から抜粋、用語の表現は発刊当時のまま)

■ やまゆり計画の背景

社会福祉施設は、(略)県でも、昭和20年代から40年代にかけて、(略)身体障害者福祉施設、知的障害児者福祉施設(略)などの整備を行っていた。

しかし、昭和50年代に入り、高齢化社会の到来や養護学校の義務教育化(昭和54(1979)年4月)等を反映して、(略)知的障害施設における児者転換の問題、さらに、重度障害児者の増加に対応するための障害児者施設の機能拡充(略)などが新しい課題となってきた。また、県立社会福祉施設の多くが昭和30年代に整備されたものであったため、建物の老朽化や施設機能の低下も目立ってきていた。

そこで、こうした状況に対応するとともに、入居者に快適な生活の場を提供するため、県立社会福祉施設の整備拡充計画である「やまゆり計画」が、昭和55(1980)年度にスタートした。(略)

■ やまゆり計画の基本理念及び視点

「やまゆり計画」は、(略)単に施設の再整備を図るだけではなく、地域を基盤とした新しい福祉システムづくりを推進するという基本構想のもとに策定された。

これは、①地域から孤立した閉鎖型の施設ではなく、地域の中で生活し地域からも利用される地域開放型施設へ(クローズからオープンへ)、②施設単位で自己完結した点としての施設ではなく、地域という広がりを持つ面としての施設整備を目指す(点から面へ)のものであり、地域福祉の向上のため、総合的な施策の展開に資することを基本的な考え方としている。

■ やまゆり計画の取組み

やまゆり計画の対象施設は、療育、処遇の組織体制も新しい形に整えられ、障害の重度化などに対応できる専門施設として整備された。また、①ショートステイやデイサービスの在宅福祉サービスにより地域とつながり、②ボランティア活動等への会場提供や市民へのプール開放等により施設を地域へ開放し、③障害児を地域でケアする地域療育システムを補完するものであった。(略)

■ 第二やまゆり計画の策定

平成の時代となり、(略)建て替えの時期を迎えた県立社会福祉施設を(略)障害者を広域的に受け入れる社会福祉施設として再整備することを目的に、平成3年(1991)年度から「第2やまゆり計画」が5か年計画でスタートした。

この計画は、本格的な高齢化社会に備え、県立社会福祉施設を①障害の重度化対応の役割、②広域福祉拠点の役割、③人材養成の役割から見直し、「やまゆり計画」を継承発展させて総合的な施設整備を行い、人生80年型福祉社会の基盤づくりに資するものであった。(略)

計画の名称	やまゆり計画	第二やまゆり計画
実施年度	昭和55(1980)年度～昭和61(1986)年度	平成3(1991)年度～平成7(1995)年度
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○地域を基盤とした新たな福祉システムづくり ○地域に開かれた施設 ○暮らしやすい「生活の場」 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症高齢者や障害者の広域専門施設の整備 ○人生80年型福祉社会づくりの基盤整備
計画の特色と整備の概要	<p>1 知的障害施設の児者転換と機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 三浦しらとり園 横須賀三浦半島地区の知的障害児者の福祉の拠点施設として整備 ② ひばりが丘学園 最重度の障害児者に対応できる施設として整備 ③ 愛名やまゆり園 県央地区の知的障害者福祉の拠点施設として整備 	<p>1 重度認知症特別養護老人ホーム等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 湘南老人ホーム 認知症高齢者を受け入れ、ショートステイ等の部門を持つ「重度認知症特別養護老人ホーム」として新設 ② 箱根老人ホーム 認知症高齢者など重度者を受け入れ、ショートステイ等の部門を持つ特別養護老人ホームとして整備 ③ 横須賀第一老人ホーム 認知症や視覚障害のある高齢者を受け入れ、ショートステイ等の部門を持つ「重度認知症特別養護・盲養護老人ホーム」として整備
	<p>2 地域に開かれた施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 七里ガ浜老人ホーム 定員の増加及びデイ・サービス機能の整備 ② 津久井やまゆり園 津久井地区の拠点施設として訓練機能の拡充 ③ 中井やまゆり園 西湘・足柄上地区の拠点施設として訓練機能の拡充 	<p>2 重度・広域の障がい者専門施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚木精華園 高齢の知的障害者を受け入れ、ショートステイ等の部門を持つ「重度知的障害者施設」として新設 ② 津久井やまゆり園 重度で介護度の高い知的障害者を受け入れ、ショートステイ等の部門を持つ「重度知的障害者施設」として整備 ③ 七沢第一・第二学園 知的障害児者の生活自立と就労援助のための専門施設として機能強化 ④ ライトセンター 情報提供、指導訓練などの諸機能を併せ持つ「視覚障害者総合福祉施設」として整備
	<p>3 児童福祉施設の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国府実修学校(現おおいそ学園) 治療機能を有する行動問題児療育センターとして整備 ② 中里学園 指導機能の充実 	<p>3 児童と障害者の療育相談施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 総合療育相談センター 児童と障害者に対する相談、診療、地域療育支援等の機能を持つ「総合療育相談施設」として新設 ② 中里学園 個別援助を必要とする児童の増加に伴い、小グループ化及び家庭的機能を充実させるための整備

県立社会福祉施設のあり方の検討

(平成17年3月、神奈川県福祉部編「福祉部のあゆみ」から抜粋、用語の表現は発刊当時のまま)

■ 県立社会福祉施設の運営の弾力化に向けた取組み

平成に入り、民間社会福祉施設の整備が進むとともに、施設運営や利用者支援技術のノウハウが蓄積されてきた状況を踏まえ、福祉部では平成11(1999)年5月に、今後の県立社会福祉施設の運営のあり方に関する指針である「県立社会福祉施設の運営の弾力化」を策定した。

この指針では、(略)①県立施設として先導的役割を達成したものについては、民間への移譲(民立民営化)や廃止に向けた検討を進め、また、②引き続き県立施設としての機能を果たしていくべきものについても、施設運営の委託(県立民営化)や個別業務の委託、施設統合の検討を進めることが必要であるとした。

■ 県立社会福祉施設の将来展望検討会議の設置と検討結果報告書

(略)福祉サービスの利用制度化の進行に伴う民間によるサービス提供の量的拡大を背景として、今後の福祉行政の重点を、利用者への支援や事業者の指導、専門的な人材の育成などに移していく必要があるとの観点から、県自らが福祉サービスを直接提供している県立社会福祉施設のあり方を改めて検討することとした。

このための検討組織として、平成15年(2003)年7月、(略)「県立社会福祉施設の将来展望検討会議」を設置し、同年11月、(略)検討結果の報告書が提出された。

この報告書では、今後の県の福祉行政が担っていく機能・役割は、①広域的な立場から市町村の取組みを補完・バックアップしていく機能や、②個々の市町村が完結的に充足させることが困難な行政ニーズに対して専門的な立場から補完していく機能、③制度の谷間にあったり、実践的にもノウハウが確立されていないなどの新たな課題に対する試行的・先駆的な取組みなどに特化されていくべきとしている。

その上で、施設サービスの提供については、柔軟な運営が可能な民間に基本的に委ねるという考え方にに基づき、当面、県立社会福祉施設の目指す役割は、複合的なニーズを抱える人々や制度の狭間にある人々へのサービスなど、そのノウハウが十分確立していない分野に役割を特化していく必要があると指摘した。(略)

■ 検討結果報告書の受け止めと指定管理者制度導入に向けた準備

福祉部では、この報告書を尊重して、所管する22(直営7、委託15)の県立社会福祉施設について、時代の変化に対応した県の役割を踏まえた見直しを進めるとともに、(略)「指定管理者制度」の導入を図っていくこととし、必要な条例の制定・改正(略)など、制度導入のための準備作業に鋭意取り組んできた。(略)

県立障害福祉施設の運営方式の変遷

《H15年時点》

H15年
将来展望報告書

H26年県立施設等
あり方検討委員会

《現 状》

さがみ緑風園
(旧身障療護) S50設置 【直 営】

機能特化、運営主体見し
ALS、遷延性意識障害等医療的ケアが
必要な最重度の身体障がい者を受入れ

指定管理を検討
(同左)

【直 営】

※ 有識者による検討会での指
定管理者制度への移行すべき
との提言を踏まえて検討中

中井やまゆり園
(旧知的更生) S47設置 【直 営】

機能特化、運営主体見し
強度行動障がいの知的障がい者を受入れ
発達障害支援センターを併設

直営継続
専門棟で強度行動障害者を支援、
成果を上げている
発達障害支援センターで支援方法
の普及啓発も実施

【直 営】

厚木精華園
(旧知的更生) H6設置 【委 託】

今後、方向性を検討
平成18年度に指定管理へ移行、中高
齢の知的障がい者を受入れ

当面は指定管理継続
医療的ケアが必要な中高齢の知
的障がい者を受入れ

【指定管理】

愛名やまゆり園
(旧知的更生) S61設置 【委 託】

今後、方向性を検討
平成18年度に指定管理へ移行、重度
重複等の知的障がい者を受入れ

指定管理継続
民間では対応困難な重度重複等
の知的障がい者を受入れ、医療的ケ
アが必要な利用者にも対応

【指定管理】

津久井やまゆり園
(旧知的更生) S39設置 【直 営】

委託検討
平成17年度に指定管理へ移行、重度
重複等の知的障がい者を受入れ

指定管理継続
民間では対応困難な重度重複等
の知的障がい者を受入れ、強度行動
障害者も受入れ

※ 令和3年度において、小規
模・ユニットケア化し千木良
及び芹が谷の2か所に再整備

【指定管理】

三浦しらとり園
(旧障害児施設、
旧知的更生) S58設置 【直 営】

委託検討
平成23年度に指定管理へ移行、重度
重複等の知的障がい児・者を受入れ

指定管理継続
民間では対応困難な重度重複等
の知的障がい児・者を受入れ、
強度行動障害者も受入れ

【指定管理】

秦野精華園
(旧知的更生・授産) S36設置 【委 託】

今後、方向性を検討
平成18年度に指定管理へ移行、社会
的自立を目指した中軽度の知的障がい
者を受入れ

民間移譲

金沢若草園
(旧知的授産) S40設置 【委 託】

民間移譲
H18年に指定管理へ移行、
H23年度に民間移譲

—

H15年9月指定管理者制度の施行(改正地方自治法)

「津久井やまゆり園再生基本構想」のポイント(維持・強化すべき機能)

- 標記の基本構想においては、全ての津久井やまゆり園利用者が安心して安全に生活できるよう、新たに、千木良地域、芹が谷地域に小規模化した入所施設を再整備するとともに、一部の利用者を既存の県立障害者支援施設を受け皿とし、意思決定支援を行う中で、グループホーム等での暮らし方を希望する利用者の地域生活移行を支援する方針が取りまとめられた
- 加えて、将来的な施設のあり方として、空室を利用・転用しての短期入所サービス、家族や地域住民との交流の場、日中活動の場の提供などを打ち出すとともに、引き続き、専門性の高い多様なサービスの提供を行う等の構想が盛り込まれた

「維持」・「充実強化」することとされた機能

【入所施設としての専門性の高い支援】

- ◎ 民間施設では対応困難な重度重複等の知的障がい者の受入
- ◎ 医療的ケアが必要な利用者への対応
- ◎ 強度行動障がいのある利用者等への専門性の高い支援(外部講師による研修やコンサルテーションの実施により、より質の高い支援方法を蓄積)

【生活環境の改善】

- ◎ 強度行動障がい、自閉症スペクトラム、高齢者等、障がい特性に応じた住環境の配慮
- ◎ 居住棟は、可能な限り一般住宅に近い構造や外観とし、原則個室化、ユニット化する(11名うち1名は短期入所)

【日中活動の充実】

- ◎ 日中活動の場と生活(居住)の場を明確に区分、外部の日中活動の場に通うことも可能に

【地域生活移行の促進】

- ◎ 地域生活を体験できる設備の整備と、これを活用した地域生活移行プログラムの実施

【地域との交流促進】

- ◎ 地域との交流が自然に生まれる空間づくり
- ◎ 施設内外における地域と連携推進

【外出・余暇支援の充実】

- ◎ 医療的ケアの必要な利用者や強度行動障がいのある利用者に対する余暇活動の機会の提供に、積極的に取り組む

【地域生活支援拠点としての専門性の高い支援】

- ◎ 短期入所サービスの充実
- ◎ 入所施設からグループホーム等へ地域生活移行した人のサービス提供事業所に対する支援(コンサルテーション)
- ◎ 家族や同居人からの相談を受けたり、アドバイスを行う家族支援機能の整備
- ◎ 相談支援機能の充実、近隣事業所との連携の推進

障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会報告書の概要

- ◎ 設置目的 「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」による検証で得られた知見を生かし、県立障害者支援施設6施設の支援の検証を行うとともに、利用者目線の支援など、障害者支援施設における未来志向の支援のあり方を検討するため、神奈川県障害者施策審議会の部会として設置
- ◎ メンバー 《障がい者団体》 富田 祐、野口 富美子、《福祉事業経験者》 安藤 浩己、伊部 智隆、中島 博幸、
【敬称略】 《学識者》 大塚 晃、小川 喜道（部会長）、佐藤 彰一、野澤 和弘、堀越 由紀子（副部会長） 計10名
- ◎ 検討期間 令和2年7月8日から令和3年3月31日

はじめに

- ✓ 令和2年1月設置の津久井やまゆり園利用者支援検証委員会での検証で、同園の課題は他の県立障害者支援施設にも当てはまる普遍的な課題とされ、県立6施設を対象に支援の検証を実施するため、同委員会を発展的に改組
- ✓ 利用者目線の支援など、障害者支援施設における未来志向の支援のあり方を検討することを目的

I 利用者目線の支援とは

- ✓ 利用者目線の支援は、支援者側の目線ではなく、本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、支援すること
- ✓ どんなに重い障害があっても、本人には必ず意思があり、支援を受ければ、意思決定ができる、という考え方に基づくもの

II 検証

1 検証の対象とした県立障害者支援施設

- ✓ 県直営の中井やまゆり園及びさがみ緑風園、指定管理施設の津久井やまゆり園、愛名やまゆり園、厚木精華園（以上3園は（福）かながわ共同会が運営）及び三浦しらとり園（（福）清和会が運営）の計6施設を対象

2 検証の方法

- ✓ 令和元年時点で上記6施設で行われていた身体拘束事例130件を書面で確認（うち長時間身体拘束を行った事例等23件については平成28年度から令和2年度までの5年間を確認）し、幹部職員及び支援員に対するヒアリングを実施

3 検証結果

- ✓ 津久井やまゆり園は、検証委員会中間報告を踏まえ検証を実施したところ、意思決定支援の導入で支援員の意識が変わるなど改善はみられるが、未だ見守り困難を理由とした身体拘束があるなど、利用者目線の支援は十分ではない
- ✓ さがみ緑風園は、医療との連携の下、安全確保と身体拘束の解除に向けての環境調整が進められ、身体拘束の可否を判定する会議には担当者が加わり随時開催し、生活の質の議論も行われていた
- ✓ 三浦しらとり園は、管理職から支援員までエビデンスに基づき身体拘束を減らす支援に取り組んでおり、厳密なケース記録が身体拘束廃止のきっかけとなっていた

- ✓ 中井やまゆり園、愛名やまゆり園、厚木精華園では、安全性の確保と障がい特性を理由に身体拘束を行う一方、個別支援計画等に記録がない事例もあり、環境側のアセスメント、生活の質を高める視点での支援が十分ではない

4 県の関与

- ✓ 県立施設での不適切な支援をなくしていくため、県職員の資質向上や、県立施設の指導のあり方を抜本的に見直していく必要がある

5 全体考察

- ✓ 各施設の課題は「現場レベル」「施設管理レベル」「政策レベル」の諸状況が相互に関係し、長期にわたり身体拘束による支援が行われてきた構造的課題であり、「管理性」と「閉鎖性」を確認

III 利用者目線の支援の実践に向けて

1 虐待ゼロの実現を目指した取組

- ✓ 身体拘束を行わない支援のあらゆる方策を検討
- ✓ 虐待は重大な人権侵害、通報は積極的に行うべき

2 行動障がいを軽減するための支援技術の向上

- ✓ 適切なアセスメントに基づく本人中心の支援
- ✓ 強度行動障害支援者養成研修などの支援手法を学ぶ機会を設けることが重要
- ✓ 地域で生活するための社会資源の充実が必要

3 意思決定支援の推進

- ✓ 本人を中心に置き、外部の目を入れたチームによる意思決定支援会議が肝要
- ✓ 支援現場を孤立させないマネジメントが大切

4 利用者目線の支援を支える組織的な体制づくり

- ✓ 支援人材の育成には、地域の関係機関との連携、組織ガバナンスの向上、多職種連携のコンサルテーション等が重要

5 県の取組み

- ✓ 運営指導及びモニタリング等の見直しが必要

IV さらなる検討の方向性

1 地域共生社会の実現に向けて

- ✓ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念をさらに普及させ、多様で複合的なニーズに対応するための包括的な支援体制の整備を進めるべき

2 障がい行政の振返り、3 県立施設の今後の役割

- ✓ 県立施設が利用者目線の支援に転換できなかった原因を検証するとともに、県立施設も含めた県の障がい福祉施策の今後のあり方を当事者を中心にして議論、未来への工程表を示す必要

津久井やまゆり園の支援内容に係る「県の関与」の検証 調査報告書の概要

経緯と調査方法

- ① 経緯 津久井やまゆり園利用者支援検証委員会からの、「設置者としての県の役割意識が不十分」、「県が行うモニタリングは、支援の質を積極的に把握し改善しようとする姿勢が乏しかった」などの指摘を厳しく受け止め、県の関与の実態を自ら検証することとした
- ② 検証体制 福祉子どもみらい局長をトップとし、同局総務室長、管理担当課長、総務局室員により検証チームを編成
- ③ 調査方法 津久井やまゆり園の支援内容に係る監査や指導業務に携わった担当者及び監督者全34名からのヒアリング、関係資料の確認による
* 監査 ... 平成25年度から令和2年度の間 * モニタリング及び運営指導 ... 平成28年度から令和2年度の間
* 意思決定支援 ... 平成29年度から令和2年度の間
- ④ 調査時期 令和2年8月から令和3年1月

判明した事実

- ◎ 監査: 施設監査における調査項目が多岐にわたり、支援内容に係る監査の比重は低く、不適切な支援の発見が困難だった
- ◎ モニタリング: 定期のモニタリングでは、支援内容の確認までは行われず、不適切な支援を把握できる体制になかった
平成30年度に、虐待が疑われる案件について随時モニタリングを実施したが、当該案件のみの調査にとどまり、他の利用者まで広がっていなかった
- ◎ 日頃の運営指導: 随時モニタリングの対象となった事案以外は適切に支援されていたと捉え、不適切な支援をチェックしようとする観点がなかった
- ◎ 意思決定支援: 平成29年度末、意思決定支援の担当者が、園で長時間の身体拘束が行われていることを把握、リスト化して本庁障害福祉課等に情報提供したものの、同課では不適切支援との認識に至らなかった

考 察

当時、運営指導に当たる県職員は身体拘束を実施するための三要件の認識が希薄で、「身体拘束はやむを得ない」との考えが担当部署内に定着していたことが、不適切支援が続いたことの最大の原因

改善策～全県立施設を対象に速やかに実施(着手済)

① 運営指導・モニタリングへ外部評価を導入

- ✓ 各県立施設が支援の質について自主点検を行い、それを県がチェックする運営指導体制とし、県の指導が適切かどうか、有識者が検証(モニタリング)を行う(県立施設、指定管理施設とも)

② 多職種による各施設横断的なコンサルテーションの実施

- ✓ 県立の全施設が参加し、身体拘束事案等について多職種により検討、研究する場を設置し、支援の質の均てん化を図る

③ 身体拘束の見える化

- ✓ 既に各施設の身体拘束の事案を県のホームページで公表しているが、身体拘束を不要とした好事例についても掲載していく

④ 虐待防止等の研修の充実

- ✓ 各施設職員にとどまらず、県職員に対しても虐待防止に向けた研修を実施していく

⑤ 執行体制の充実強化

- ✓ 庁内関係各部署の連携強化に努めるなど、効果的・効率的な執行体制を構築する

県立障害者支援施設の状況①(定員及び入所者数の推移、支援職員数)

(人)

		H28	H29	H30	R 1	R 2	支援職員数*2		支援職員 1人当たり 入所者数 *3*4	(参考) 左の全国 平均
							常勤	非常勤*3 (常勤換算)		
さがみ緑風園	定員	148	148	148	148	128	84	22.4	0.8	1.7
	入所者数*1	127	123	117	108	83				
中井やまゆり園	定員	122	122	122	122	122	118	8.0	0.7	1.8
	入所者数*1	106	99	96	96	94				
津久井やまゆり園	定員	150	114	114	114	114	93	5.0	1.0	
	入所者数*1	101	110	108	101	96				
愛名やまゆり園	定員	100	100	100	100	100	88	9.5	1.0	
	入所者数*1	102	102	99	102	102				
厚木精華園	定員	110	110	110	110	110	72	9.1	1.3	
	入所者数*1	111	105	104	103	102				
三浦しらとり園	定員	88	88	88	88	88	89	4.3	0.9	
	入所者数*1	92	84	81	82	81				

* 1 入所者数:各年度3月末日時点

* 2 支援職員数:令和3年4月1日時点の事務・看護師・栄養士等を除く職員の数(常勤はサービス管理責任者及び臨時的任用職員を含む)

* 3 小数第2位以下切捨て

* 4 令和2年度3月末時点の入所者数を令和3年4月1日時点の支援職員数で除した値

(参考)全国の障害者支援施設の入所定員の平均、人数区分別割合、実入所者数の平均

	施設数	入所定員の平均	人数区分別の割合					実入所者数の平均
			39人以下	40~49人	50~59人	60~69人	70人以上	
全国	1681か所	54.2人	15.8%	22.7%	30.5%	11.1%	19.2%	52.3人

出典:厚生労働省「平成30年度障害者総合福祉推進事業(障害者支援施設のあり方に関する実態調査)報告書」

県立障害者支援施設の状況②(障害支援区分別の入所者数)

	区分1(人)	区分2(人)	区分3(人)	区分4(人)	区分5(人)	区分6(人)	平均値
さがみ緑風園	0	0	0	2	11	70	5.8
中井やまゆり園	0	0	0	3	19	72	5.7
津久井やまゆり園	0	0	0	0	8	88	5.9
愛名やまゆり園	0	0	0	0	14	88	5.9
厚木精華園	0	0	1	17	26	58	5.4
三浦しらとり園	0	0	0	0	8	73	5.9
合 計	0	0	1	22	86	379	5.8

(参考) 主に知的障害者を対象とする全国の入所施設との比較

	入所者数(人)	障害支援区分 (%)							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	その他	合計
全国平均 *1	66,297	0.0	0.4	3.0	15.7	30.8	49.4	0.7	100.0
県立障害者支援施設 (さがみ緑風園を除く)	475	0.0	0.0	0.2	4.2	15.8	79.8	0.0	100.0

*1 施設入所支援利用者数のほか、多機能型「生活介護」利用者数を含んでいる

(出典:公益財団法人日本知的障害者福祉協会調査・研究委員会「令和元年度全国知的障害児・者施設・事業実態調査報告」)

(参考) 主に身体障害者を対象とする全国の入所施設との比較

	入所者数(人)	障害支援区分 (%)							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	その他	合計
全国平均 *2	24,710	0.0	0.2	3.1	8.7	20.3	66.8	1.0	100.1
県立さがみ緑風園	83	0.0	0.0	0.0	2.4	13.3	84.3	0.0	100.0

*2 出典:社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会「令和元年度会員施設施設基礎調査」

県立障害者支援施設の状況③(年令区分別の実入所者数)

(人)

		18未満	18～19	20代	30代	40代	50代	60～64	65～	合計
さがみ緑風園	H28*	0	0	1	2	28	28	15	53	127
	R2*	0	0	0	4	13	32	7	27	83
中井やまゆり園	H28*	0	3	6	18	46	11	8	14	106
	R2*	0	1	16	11	35	20	1	10	94
津久井やまゆり園	H28*	0	1	8	13	37	16	8	18	101
	R2*	0	0	4	13	31	26	5	17	96
愛名やまゆり園	H28*	0	1	12	6	36	35	7	5	102
	R2*	0	0	9	12	26	39	7	9	102
厚木精華園	H28*	0	0	0	0	6	21	12	72	111
	R2*	0	0	0	0	7	20	14	61	102
三浦しらとり園	H28*	0	0	7	11	32	29	5	8	92
	R2*	0	0	6	7	21	29	9	9	81

* 各年度3月末時点

(参考)主に知的障がい者を対象とする全国の入所施設との比較

(%)

	年齢区分								合計
	18未満	18～19	20代	30代	40代	50代	60～64	65～	
全国平均 *1	0.1	0.7	6.9	13.4	26.8	22.2	9.5	20.4	100.0
県立障害者支援施設 (さがみ緑風園を除く)	0.0	0.2	7.4	9.0	25.3	28.2	7.6	22.3	100.0

*1 出典:公益財団法人日本知的障害者福祉協会調査・研究委員会「令和元年度全国知的障害児・者施設・事業実態調査報告」

(参考)主に身体障がい者を対象とする全国の入所施設との比較

(%)

	年齢区分					合計
	18未満	18以上40未満	40以上50未満	50以上65未満	65以上	
全国平均 *2	0.0	8.5	14.5	41.2	35.8	100.0
県立さがみ緑風園	0.0	0.0	20.5	47.0	32.5	100.0

*2 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会「令和元年度会員施設施設基礎調査」

県立障害者支援施設の状況④(平均在所期間等の推移)

		H28	H29	H30	R 1	R 2
さがみ緑風園	平均	19年11か月	20年2か月	20年0か月	20年0か月	18年3か月
	最長	49年1か月	50年1か月	51年1か月	52年1か月	52年9か月
中井やまゆり園	平均	18年0か月	17年3か月	17年6か月	16年8か月	17年4か月
	最長	44年11か月	45年11か月	46年11か月	47年11か月	48年11か月
津久井やまゆり園	平均	16年11か月	15年6か月	16年8か月	17年8か月	18年4か月
	最長	50年6か月	49年6か月	50年6か月	51年6か月	52年6か月
愛名やまゆり園	平均	18年10か月	16年6か月	18年11か月	19年3か月	20年3か月
	最長	31年2か月	32年2か月	33年2か月	34年2か月	35年2か月
厚木精華園	平均	11年7か月	12年6か月	12年6か月	11年11か月	12年2か月
	最長	22年8か月	23年8か月	24年8か月	25年8か月	26年8か月
三浦しらとり園	平均	19年10か月	22年6か月	23年2か月	23年3か月	23年9か月
	最長	33年11か月	34年11か月	35年11か月	36年11か月	37年11か月

(参考) 在所期間別の入所者数の割合(全国平均との比較)

(%)

		在所期間							合 計
		5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満	25～30年未満	30年以上	
全国平均 *1	知的障害	14.5	12.5	13.3	15.0	12.9	10.2	21.6	100.0
県立障害者支援施設 (さがみ緑風園を除く)	知的障害	18.6	16.0	9.5	9.3	16.6	15.1	14.9	100.0
全国平均 *1	身体障害	26.9	20.5	14.9	12.5	8.4	5.4	11.4	100.0
県立さがみ緑風園	身体障害	18.1	19.3	10.8	22.9	7.2	0.0	21.7	100.0

*1 出典:厚生労働省「平成30年度障害者総合福祉推進事業(障害者支援施設のあり方に関する実態調査)報告書」

県立障害者支援施設の状況⑤(新規入所者の入所経路別人数)

【新規入所者の入所経路別人数】

(人)

	さがみ緑風園			中井やまゆり園			津久井やまゆり園			愛名やまゆり園			厚木精華園			三浦しらとり園		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2
小規模作業所等利用者 *1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1
生活介護事業所利用者	3	2	1	0	0	0	0	0	0	1	3	0	1	5	0	0	0	0
上記以外の在宅	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
障害児入所施設	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0
障害者支援施設	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	0	0	3	1	0	0	0
グループホーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	5	0	0	0
病院	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他 *2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合計	5	5	1	4	4	0	1	0	0	2	5	0	7	8	7	2	2	1

*1 就労継続支援事業所、小規模作業所、民間事業所等

*2 短期入所のいわゆるロング・ミドル利用者

【退所者の移行先別人数】

(人)

	さがみ緑風園			中井やまゆり園			津久井やまゆり園			愛名やまゆり園			厚木精華園			三浦しらとり園		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2
グループホーム	0	0	0	2	0	0	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0
障害者支援施設	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム等	0	2	13	2	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0
在宅	0	2	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院(入院)	9	8	6	1	1	1	0	0	0	6	0	0	4	5	4	0	0	0
死亡退所	2	2	5	0	2	0	0	3	0	0	1	0	4	4	4	3	0	2
合計	11	14	26	7	4	2	3	6	5	6	2	0	8	9	8	5	1	2

県立障害者支援施設の状況⑥(入所希望の状況)

(人)

	H30 *1	R 1 *1	R 2 *1	R 3 *2	入所希望の理由 (複数回答)					
					介護者の 高齢化	医療的ケア	民間施設 利用困難	他県立施設 利用困難	過齢児受入	その他 *3
さがみ緑風園	43	50	52	54	17	28	2	0	0	27
中井やまゆり園	27	30	31	31	7	0	7	0	5	12
津久井やまゆり園	52	52	52	44	10	1	0	0	4	29
愛名やまゆり園	65	63	61	60	23	0	10	3	1	23
厚木精華園	7	7	3	1	0	0	1	0	0	0
三浦しらとり園	35	35	22	22	12	0	0	1	0	9
合 計	229	237	221	212	69	29	20	4	10	100

*1 各年度3月末時点

*2 令和3年4月30日時点

*3 親の病気、在宅での介護が困難等

県立障害者支援施設の状況⑦(日中活動の状況)

(人)

		さがみ緑風園 (令和元年 12月時点)	中井やまゆり園 (令和元年 12月時点)	津久井やまゆり園 (令和2年 12月時点)	愛名やまゆり園 (令和2年 2月時点)	厚木精華園 (令和2年 4月時点)	三浦しらとり園 (令和2年 3月時点)
屋内歩行		0	6 *1	10 *1	17 *1	0	0
園内歩行 (屋外)	1時間未満/日	0	17	54	12	12	53
	1時間以上/日	0	0	0	0	0	0
園外歩行	1時間未満/日	0	0	14	18	10	6
	1時間以上/日	0	0	2	0	0	15
受注作業		0	0	0	3	0	0
軽作業	自社製品づくり	0	0	4	9	0	0
	個別作業(寮内)	0	0	4 *2	0	0	0
	個別作業(寮外)	30 *2	56 *2	62 *2	18 *2	60 *2	55 *2
機能訓練		0	12	15	18	7	10
その他		43 *3	4 *4	0	60 *5	44 *6	0
合 計 *7		73	95	165	155	133	139
実人員		107	96	96	102	102	82

*1 体育館、寮内歩行等

*2 パズル、ピース通し、種類分け等

*3 カラオケ、ゲーム等のレクリエーション、タクティール(手・足・背中を柔らかく包み込むように撫でる)ケア等

*4 寮内での軽い運動・ストレッチ等

*5 ドライブ、個別活動等

*6 機械浴使用者の入浴等

*7 プログラムに参加していない(寮で日中支援を受けている、他生活介護事業所への通所者等)入所者は含まない

県立障害者支援施設の状況⑧(余暇外出の状況)

(件)

	帰宅以外の宿泊外出	日帰り外出	ドライブ (ドライブを主目的としたもの)	合計
さがみ緑風園	0	66	0	66
中井やまゆり園	0	191	25	216
津久井やまゆり園	10	26	175	211
愛名やまゆり園	18	22	174	214
厚木精華園	3	57	58	118
三浦しらとり園	0	237	128	365

* 令和元年度の実績

* 余暇活動における外出実績であり、日中活動で行う外出は含まない。また、入所者本人が契約したヘルパー等との外出は含まない。

県立障害者支援施設の状況⑨(短期入所者の利用状況)

		H30	R 1	R 2
さがみ緑風園	定員	12	12	12
	延べ人数	1,400	1,668	498
	稼働率	32.0	38.1	11.3
中井やまゆり園	定員	18	18	18
	延べ人数	634	660	209
	稼働率	9.6	10.0	3.2
津久井やまゆり園	定員	空床型	空床型	空床型
	延べ人数	78	470	402
	稼働率	—	—	—
愛名やまゆり園	定員	20	20	20
	延べ人数	6,722	5,944	3,148
	稼働率	92.1	81.4	43.0
厚木精華園	定員	2	2	2
	延べ人数	945	912	500
	稼働率	129.5	124.9	68.3
三浦しらとり園	定員	24	24	24
	延べ人数	4,147	3,832	1,057
	稼働率	47.3	43.7	12.0

* 1 延べ人数: 1日の短期入所者数を足しあげた数

* 2 稼働率: (延べ人数/短期入所定員 × 一年間の日数) × 100(空床型短期入所を実施している場合、100%を超える)

(参考) 緊急の短期入所相談に対する受入れ状況

	さがみ緑風園			中井やまゆり園			津久井やまゆり園			愛名やまゆり園			厚木精華園			三浦しらとり園		
	H30	R 1	R 2	H30	R 1	R 2	H30	R 1	R 2	H30	R 1	R 2	H30	R 1	R 2	H30	R 1	R 2
受入れに至った件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	1	0	0	3	5	3	5
受入れに至らなかった件数	1	1	0	1	3	1	0	1	0	4	3	6	1	2	3	0	0	1

「県立障害者支援施設のあり方」について議論を進める上での視点(案)

- ・ 県立の障害者支援施設は、昭和36年以降、時代の要請に対応し、直営施設として順次整備が行われ、その後、民間移譲や指定管理者制度への移行が進められてきた経過があるが、今日、民間では対応できない重度重複の障がい者や、強度行動障がいのある者、医療的ケアが必要な障がい者の受入といった役割を担っている。
- ・ しかしながら、先の「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」では、県立障害者支援施設6施設の検証を行ったが、取りまとめられた報告書において、虐待防止の観点から、これまで、利用者目線ではない、不適切な支援が行われている事例があったとの指摘を受けたことから、管理監督する立場にある県の指導態勢も併せて改善を進めている。
- ・ 同検討部会報告書において、「県立施設のあり方について、民間施設の状況も踏まえ、さらなる検討を行うべき」旨提言されていること、また、神奈川発の当事者目線の新しい障がい福祉のスタートを、令和5年度(次期指定管理開始期)からと考えていることから、障がい福祉の将来像を議論する中で、まずは、障害者支援施設のあり方について論点整理を行ってはどうか。

【議論を進める上で考えられる視点(案)】

- ① 地域生活支援拠点の役割を持たせ、緊急時に対応できる短期入所の整備を必須としてはどうか
- ② 相談支援の機能と人材育成の機能を充実させることとしてはどうか
- ③ 長期の入所者の地域移行を加速させるとともに、通過施設(有期限の入所期間)として位置づけることとしてはどうか
- ④ 長期入所の定員は漸減させることとし、終の棲家を念頭に置いた新規の入所については、原則として、行わないこととしてはどうか
- ⑤ 民間では担えない理由を明確にし、目的を達成するために必要な実施態勢についても検討してはどうか

- ✓ 民間事業者の提供サービスの実態を踏まえ、中長期的な視点から、県立障がい者支援施設の果たす役割をどう再定義するのか、オール神奈川での議論につなげる

(ご参考)県立障害者支援施設の現状を踏まえた、あり方に関する議論の視点

○ 県立障害者支援施設に係る各種データや、過去のあり方の議論を踏まえ、以下の点についてご議論いただいておりますか

- ① 県立障害者支援施設は、定員規模及び実入所者数が、全国平均の2倍程度であることをどう考えるか
- ② 県立障害者支援施設は、障害支援区分の重度な人の割合が、全国平均と比べ多いことをどう考えるか
- ③ 県立障害者支援施設は、人員配置が全国平均と比べ手厚い(支援員一人当たりの入所者数が小さい)ことをどう考えるか
- ④ 県立障害者支援施設は、新規入所者数及び退所者数が少ないように見受けられるが、これをどう考えるか
- ⑤ 県立障害者支援施設の日中活動や余暇活動の状況をどう考えるか
- ⑥ 県立障害者支援施設の入所希望者が一定数あることをどう考えるか
- ⑦ 県立障害者支援施設が、入所者以外の障がい者に対して提供するサービスの状況について、どう考えるか
- ⑧ 県立障害者支援施設に係る過去のあり方等の検討で語られている「目指す姿」と現状をどう考えるか
- ⑨ 県立障害者支援施設に対し、指定管理者制度を順次導入してきたことをどう考えるか
- ⑩ 県立障害者支援施設でしか担えないこととは何か